

2026年10月1日から

三重県 の地域別
最低賃金は
1,143 時給
円

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算

1,429 時給
円

※深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金
が加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算され
るケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。

最低賃金は
ずっと
上がっています!

今年も上がったよ!

2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026
(年度)

出典:厚生労働省による地域別最低賃金改定状況を基に作成(2026年度は目安額の全国加重平均)

- ✓ 最低賃金は、毎年、都道府県ごとに見直されます
- ✓ 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります
- ✓ 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、
下回った場合、差額を請求できます

- ✓ パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など
雇用形態や呼称に関係なく、
原則すべての労働者と
その使用者に適用されます
- ✓ お給料が月給制でも適用されます

最低賃金より低いかも?と思ったら.../
なんでも労働相談ホットラインへ

24時間・15言語で
サポートします!

労働相談チャットボット
「ゆにぼ」



0120-154-052

い こう よ れん ご う に

スマホ
・携帯
OK



日本労働組合総連合会三重県連合会
(連合三重)

〒514-0004 三重県津市栄町1-891 三重県勤労者福祉会館内
<https://rengo-mie.jp>

連合三重

あなたの最低賃金 今すぐチェック!



STEP 1 確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当

対象
でない

一時金（ボーナス）／残業代／精皆勤手当
通勤手当／家族手当／その他臨時の手当

STEP 2 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

 **時給の人**

時給額 そのままでOK!

 **日給の人**

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

 **週給の人**

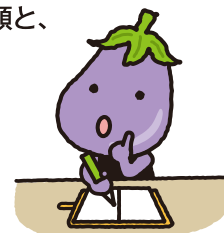
週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

 **月給の人**

月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

 **歩合給の人**

連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください



STEP 3 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは
大丈夫？
ウェブで
チェック!



＼ 最低賃金より低いかも? / ＼ おかしいな? / と感じたら...

なんでも労働相談ホットラインへ!

